

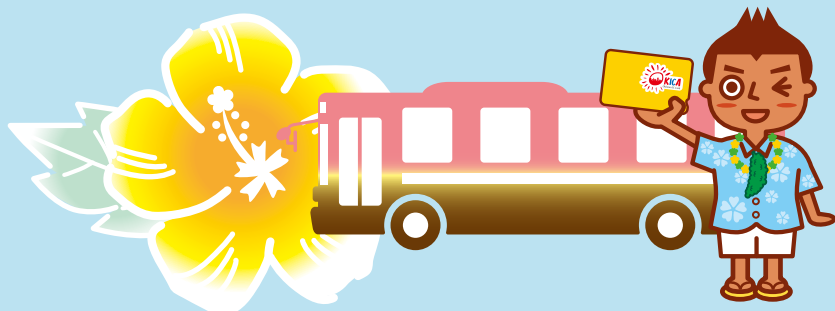


沖縄ICカードOKICA ご利用ガイド

Okica Guide book



沖 縄 を 楽 し く 快 適 に !



OKICA推進大使

花笠 マハエ & マハ朗
©OCVB

OKICAって何?

OKICAとは	3
OKICAご利用上の注意	4
OKICAの種類	5
小児用OKICA・障がい者用OKICA	6
学生用・免許返納者用・フィギュア付OKICA	7
OKICA定期券	8
OKICA <small>取扱事業所 取扱店</small> ・チャージ(入金)について	9

OKICAってどう使うの?

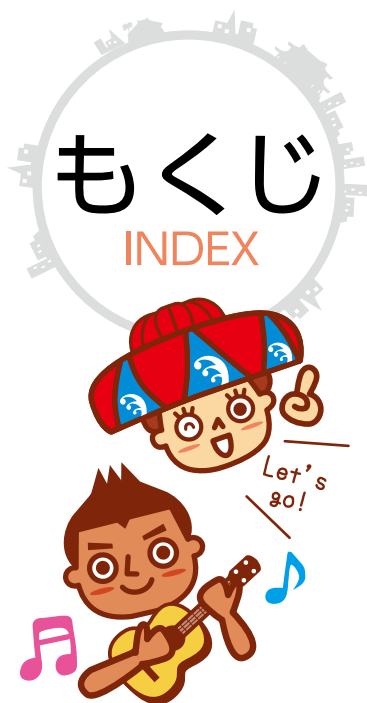
OKICAの使い方(モノレール編)	10
モノレールでの運賃の計算方法	11
OKICAの使い方(バス編)	12
モノレール・バス両方で利用する	13
ポイントをためる	14
ポイントを確認する	15
ポイントを利用する	15
利用履歴・SF残額の確認	16
WEB照会サービス	17

こんな時どうするの?

紛失したとき(紛失再発行)	18
使えなくなったとき(障害再発行)	19
OKICAが必要なくなったら(払戻)	20
その他	21
よくあるご質問	22

約款

OKICA取扱規則	26
OKICAポイントサービス規則	29
個人情報保護方針	30
個人情報以外の情報等の取り扱いについて	31
フィギュア付OKICAお取り扱いについて	31



OKICAとは

モノレールやバスのご利用は、OKICAをタッチするだけでらくらく。
チャージしたり、定期券を新規・継続購入したり、**1枚でくり返し使えます。**



1 モノレールもバスも 1秒タッチするだけ

定期入れなどから出さずに、OKICAを改札機やバス車内の読取り部に1秒以上タッチするだけでご利用いただけます。

※他のICカードと一緒に入っている場合や携帯電話と一緒にタッチすると、エラーになる場合があります。



2 のりこしも、改札機や運賃箱の 自動精算でスムーズに

定期券ののりこし運賃も、改札機や運賃箱にタッチするだけで自動的に精算できます。

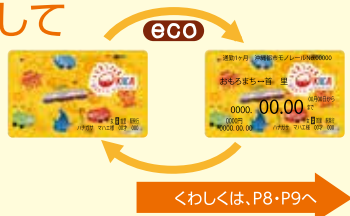
※事前にチャージ(入金)が必要です。



3 同じカードにチャージ(入金)して くり返し使える

定期券の期限が切れても、記名OKICAとして引き続きご利用いただけます。

もちろん、定期券の継続購入もくり返しできます。

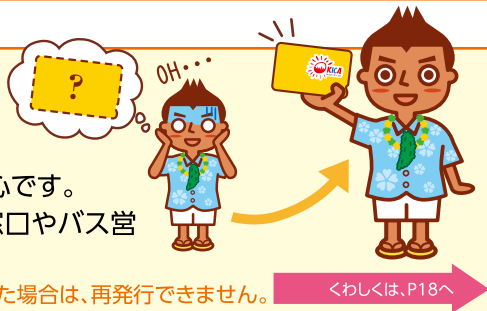


4 紛失の際も ご心配なく

万一紛失しても再発行できるので、安心です。

紛失したときは、すぐにモノレール駅窓口やバス営業所などにお申し出ください。

※無記名OKICA・フィギュア付OKICAを紛失した場合は、再発行できません。



OKICA用語



チャージ

券売機・運賃箱などでOKICAに入金することです。

OKICAご利用上の注意

OKICAをご利用になる際には、以下の内容を十分ご理解のうえ、正しくお使いいただきますようお願いいたします。

⚠️ OKICAは、他の乗車券などと一緒にご利用いただけません。



⚠️ 読取り部に1秒以上タッチしてください。

1秒以上タッチしないと、改札機の扉が閉まったり、ご乗車の経路と異なる運賃が減額されることがあります。また、次回ご利用いただけない場合があります。



⚠️ 定期入れや携帯電話カバーなどに、他のICカードを一緒に入れたままタッチしないでください。



OKICAを他のICカードと一緒に定期入れなどに入れてタッチすると、読取りエラーとなることがあります。携帯電話カバーなどにOKICAを入れてタッチすると、携帯電話から発する電波が干渉し、エラーとなることがあります。また金属や銀紙などと一緒タッチすると、正しく読み取れないことがあります。

⚠️ 駅構内への入場のみを目的としたご利用はできません。

OKICAでお見送りや改札内にあるお店への入店を目的としてご利用になることはできません。モノレール駅構内への入場につきましては、駅係員にお尋ねください。

⚠️ OKICAは沖縄本島内のみご利用可能です。

OKICAは、沖縄本島内のみでご利用いただけます。他地域でのご利用はできません。

⚠️ 折り曲げたり、強い衝撃を与えたりシールなどを貼らないでください。

券売機などに詰まったり、カード破損の原因になることがあります。また、改札機または運賃箱で正しく読み取れないことがあります。



⚠️ 一部業務のお取扱いができない時間帯があります。

以下の時間帯は、紛失や障害のお手続き・再発行および、払戻などはできません。あらかじめご了承ください。
モノレール/23:30~6:00
バス/各営業所によって取扱時間が異なります。

⚠️ OKICA定期券もカード読取り部にタッチするだけで、精算できます。

乗務員への定期券の提示は必要ありません。無記名・記名OKICAなどと同様にご利用いただけます。カードが読み込めない場合、提示いただくことがあります。

⚠️ 記名OKICAまたは、OKICA定期券を紛失したときは、すぐにモノレール駅窓口またはバス営業所などへお申し出ください。

記名OKICAまたはOKICA定期券を紛失されたら、OKICA取扱交通事業者窓口にて、すぐにお手続きを行ってください。
お電話での受け付けは行っておりません。

OKICA用語



ICカード

情報の記録などができる
ICチップを埋め込んだカードです。

OKICAの種類

各種OKICAやOKICA定期券は、モノレール各駅券売機や窓口、各バス営業所窓口や販売所窓口でご購入いただけます。用途に合わせてお選びください。

券売機と窓口で購入できるOKICA

OKICAの購入方法には、券売機で購入する方法と各交通事業者窓口で購入する方法があります。**無記名OKICA**か**記名OKICA**を選ぶことができます。記名OKICAは紛失時に再発行が可能です。記名OKICAを選んだ場合、**個人情報の登録**が必要となります。

無記名



定期券機能 払戻 デPOSIT 必要
※画像はイメージです。

再発行 無記名OKICA (大人運賃)



有効期限

無

※1

- どなたでもご利用いただけるOKICAです。一般の大人運賃が適用されるため、小児運賃や障がい者運賃などの割引があるカードとしては、ご利用いただけません。
- 無記名OKICAから各種の記名OKICAへ変更することができます。各種記名OKICAから無記名OKICAへの変更はできません。



繰り返し使えるんだね!



記名



定期券機能 払戻 デPOSIT 必要
※画像はイメージです。

再発行

有効期限

無

※1

記名OKICA (大人運賃)

・記名人のみがご利用いただけるOKICAです。

購入時に必要となる登録情報

【記名人の名前・性別・生年月日・電話番号(任意)】

- 正確な情報を登録いただけていない場合、本人確認ができませんので、紛失時の再発行はできません。
- 現在、法人名義(会社名・団体名)では購入いただけません。

定期券



定期券機能 払戻 デPOSIT 必要
※画像はイメージです。

再発行

有効期限

有

※2

OKICA定期券

- 定期券は、**記名OKICAでの発行**となります。無記名では発行できません。
- 定期券のみの発行でも別途デPOSIT500円は必要となります。(最初の購入時のみ)
- デPOSITはOKICAカード払戻時に返金いたします。カード払戻時には、各交通事業者が定める手数料がかかります。
- 払戻の際は、もよりのOKICA取扱事業者にお申し出ください。

くわしくは、P20へ

各種定期券について **モノレール定期券**

バス定期券 **連絡定期券**

くわしくは、P8へ



ご注意ください

※1 ただし、すべてのOKICAカードは、最終のご利用日から10年を経過した場合、失効します。

※2 券面に印字された期間内でご利用いただけますが、期限満了後は記名OKICAとしてご利用できます。

※3 すでにOKICAをお持ちの方は、デPOSIT不要です。



定期券機能 払戻 デポジット 必要
※画像はイメージです。

発行に必要なもの

- ・公的証明書

再発行 小児用OKICA

有効期限
12歳の
年度末

- ・小児運賃が適用される6歳以上小学生以下の方がご利用いただけるOKICAです。
- ・小児用OKICAの場合、カードをタッチするだけで自動的に小児運賃で精算されます。
- ・定期券として利用する場合も、区間外乗車分は小児用運賃が適用されます。
- ・記名人ご本人以外はご利用いただけません。
- ・おひとり様、1枚のみの発行となります。2枚目以降は無効となり、ご使用できません。

更新に必要なもの

- ・公的証明書
- ・更新される券種に必要な証明書
- ・有効期限が切れた小児用OKICA

代理人が購入・更新される場合に必要なもの

- ・記名人の公的証明書
- ・記名人の小児用OKICA (更新時のみ)

有効期限

- ・記名人が**12歳となる年度の3月31日まで**ご利用いただけます。
- ・4月1日以降は学生用OKICA (その他の記名OKICAも可)へ変更することでご利用いただけます。
- ・有効期限(3月31日)を過ぎてしまいますとご利用いただくことができなくなります。

学生OKICAもしくは一般の記名OKICAへの更新のお手続き

- ・更新のお手続きは、各駅窓口や各バス営業所窓口において承ります。お手続きの際には、有効期限が過ぎた小児用OKICAをお持ちください。
- ・更新は**4月1日以降**からお手続きが可能です。3月31日までは更新できません。
- ・割引のある各種記名OKICA (学生用OKICA含む)へ更新するには、提示いただく証明書が必要となりますので、ご希望の券種詳細をご確認ください。
- ・小児用OKICAから無記名OKICAへの更新はできません。各種記名OKICAへの更新となります。

小児障がい者用OKICA

- ・ご購入いただく際は、小児の公的証明書と障がい者手帳をお持ちの上、各交通事業者窓口においてお手続きください。
- ・有効期限: 毎年3月31日とし、年に1度の更新が必要となります。ただし、初回購入後に限り、次々回の3月31日までとなります。
- ・有効期限(3月31日)を過ぎてしまいますと、ご利用いただくことができません。
- ・更新は3月31日の1ヶ月前からお手続きが可能です。



定期券機能 払戻 デポジット 必要
※画像はイメージです。

発行に必要なもの

- ・身体障がい者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳のいずれか

再発行 障がい者用OKICA

有効期限
誕生日

- ・障がい者手帳をお持ちの方がご利用いただけるOKICAです。
- ・障がい者用OKICAの場合、カードをタッチするだけで自動的に割引運賃(半額)で精算されますが、**乗務員や駅係員より提示を求められる場合がございますので、障がい者手帳の携帯をお願いいたします。**また、提示を求められた場合は、速やかにご提示いただきますよう協力お願いいたします。
- ・等級によって割引率が変わることはありません。
- ・記名人ご本人以外はご利用いただけません。
- ・おひとり様、1枚のみの発行となります。2枚目以降は無効となり、ご使用できません。

更新に必要なもの

- ・身体障がい者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障がい者保健福祉手帳
 - ・障がい者用OKICA
- のいずれか

代理人が購入・更新される場合に必要なもの

- ・記名人の公的証明書
- ・記名人の障がい者用OKICA (更新時のみ)

※発行に必要な各種手帳を申請中の方は、手帳が手元に届いてからのお手続きとなります。

有効期限

- ・毎年**誕生日**を有効期限とし、年に1度の更新が必要となります。ただし、初回購入後に限り、次々回の誕生日までとなります。
- ・更新せずに有効期限を過ぎてしまいますと、ご利用いただくことができません。
- ・通学定期をご利用される方は、有効期限が4/30となります。

更新のお手続き

- ・更新のお手続きは、各交通事業者窓口において承ります。お手続きの際には、ご利用されている障がい者OKICAをお持ちください。
- ・更新は、**誕生日の1ヶ月前**からお手続きが可能です。
- ・お手続き期間を過ぎて使えなくなったカードは窓口へお持ちいただき、お手続きを行うことで、再度、利用が可能です。

介護者の方について

- ・介護者の方の割引は、記名人ご本人と**同伴の場合のみ適用**となりますので、一般のOKICAをご利用ください。
- ・介護者割引の適用を受けようとする際は、各駅の係員やバス乗務員へお声掛けください。





再発行 学生用OKICA



・中学生以上で、学生証もしくは在学証明書をお持ちの方がご利用いただけるOKICAです。(※1)

有効期限

4/30

・運賃に割引はありませんが、通常のOKICAより、ポイントが多く付与されます。
 記名ご本人以外にはご利用いただけません。
 ・おひとり様、1枚のみの発行となります。2枚目以降は無効となり、ご使用できません。
 (※1) 一部、専門学校や予備校等が適用されている場合もございますので窓口にて、ご確認ください。

＜わくしは、P14＞

定期券機能 拡張 デPOSIT 必要

※画像はイメージです。

発行に必要なもの

- ・学生証
- ・在学証明書 のいずれか

更新に必要なもの

- ・学生証 ・在学証明書 のいずれか
- ・学生用OKICA

代理人が購入・更新される場合に必要なもの

- ・記名人の公的証明書
- ・記名人の学生用OKICA (更新時のみ)

有効期限

- ・毎年**4月30日**を有効期限とし、年に1度の更新が必要となります。
- ・更新せずに有効期限(4月30日)を過ぎてしまいますと、ご利用いただくことができなくなります。(現金でお支払いください)

更新のお手続き

- ・更新のお手続きは、各交通事業者窓口において承ります。お手続きの際には、ご利用されている学生用OKICAをお持ちください。
- ・更新は、**3月30日～4月30日**の間でお手続きが可能です。
- ・4月30日をまたぐ通学定期券をご購入の方は、購入時に併せて更新手続きを行います。
- ・お手続き期間(3月30日～4月30日)を過ぎて使えなくなったカードは窓口へお持ちいただき、お手続きを行うことで、再度、利用が可能となります。
- ・学生用OKICAをご利用の方で、学生の身分がなくなった場合、窓口において一般の記名OKICAへ変更のお手続きを行うことで、利用が可能となります。



再発行 免許返納者用OKICA



・運転免許を自主返納し、運転経歴証明書をお持ちの方がご利用いただけるOKICAです。

有効期限

誕生日

・**モノレールでは、65歳以上の方が対象**となります。65歳未満は、バスでは運賃割引(半額)となりますが、モノレールでは大人運賃となります。

・免許返納者用OKICAの場合、カードをタッチするだけで自動的に割引運賃で精算されます。

・記名ご本人以外にはご利用いただけません。
 ・おひとり様、1枚のみの発行となります。2枚目以降は無効となり、ご使用できません。

定期券機能 拡張 デPOSIT 必要

※画像はイメージです。

発行に必要なもの

- ・運転経歴証明書

更新に必要なもの

- ・運転経歴証明書 ・免許返納者用OKICA

代理人が購入・更新される場合に必要なもの

- ・記名人の運転経歴証明書 ・記名人の免許返納者用OKICA (更新時のみ)

有効期限

- ・毎年**誕生日**を有効期限とし、年に1度の更新が必要となります。ただし、初回購入後に限り、次々回の誕生日までとなります。
- ・更新せずに有効期限を過ぎてしまいますと、ご利用いただくことができなくなります。(現金でお支払いください)
- ・通学定期をご利用される方は、有効期限が4/30となります。

更新のお手続き

- ・更新のお手続きは、各交通事業者窓口において承ります。お手続きの際には、ご利用されている免許返納者用OKICAをお持ちください。
- ・更新は、**誕生日の1ヶ月前**からお手続きが可能です。
- ・お手続き期間を過ぎて使えなくなったカードは窓口へお持ちいただき、お手続きを行うことで、再度、利用が可能となります。

その他OKICA



再発行

有効期限

- ・フィギュア付OKICAは、フィギュアとトークンが一体型となったOKICAです。
- ・無記名OKICAと同様の取扱いとなり、障害再発行や拡張の対象とはなりません。
- ・小児用OKICAや障がい者用OKICA等、割引のあるOKICAとして利用することはできません。
- ・購入後に本品に障害が発生した場合でも、チャージされたSFの補償は致しかねます。

定期券機能 拡張
 デPOSIT 不要

購入可能場所	沖縄ファミリーマート (一部の店舗) ※数に限りがあるため在庫がない場合もございます。
販売額	2,000円(税込) ※500円分の引き込み。 ※デPOSITはありません。

	デPOSIT (保証金)	チャージ	乗車利用	ポイント付与・還元	定期券機能の追加	再発行	OKICA 拡張
無記名OKICA	要	可	可	可	可(※1)	不可	可
フィギュア付OKICA	不要	可	可	可	不可	不可	不可

(※1) 記名OKICAへの変更が必要になります。

OKICA用語



トークン OKICAと認識するICチップが内蔵されたコイン型のものをいいます。

OKICA定期券

記名OKICAに定期券機能を付けることができます。定期券に関する手続きはモノレール各駅券売機・モノレール各駅窓口・各バス会社営業所窓口などで行うことができます。

モノレール定期券を購入する

定期券の購入

OKICAカードをお持ちでない方

新規でOKICAをご購入の際は定期金額に加えて、500円のデポジット(保証金)が必要となります。

OKICAカードをお持ちの方

すでにOKICAをお持ちの方はデポジットは不要で定期券を購入することができます。

※無記名OKICAは、記名OKICAへ変更(無償)を行い、定期券機能を載せることができます。

定期券継続購入・有効期限切れの定期券について

定期券継続購入

定期券を継続して購入する際は、リライト機能により券面の印字情報を書き換えて、お手持ちのOKICAをくり返し使用することができます。

※OKICA定期券から別のOKICAへの定期券情報は移し替えできません。

有効期限切れの定期券について

有効期限切れのOKICA定期券は、新たにOKICAを購入しなくても、記名OKICAとしてくり返し使用することができます。

バス定期券を購入する

定期券の購入

OKICAカードをお持ちでない方

新規でOKICAをご購入する際は定期金額に加えて、500円のデポジット(保証金)が必要となります。

OKICAカードをお持ちの方

すでにOKICAをお持ちの方はデポジットは不要で定期券を購入することができます。

※無記名OKICAは、記名OKICAへ変更(無償)を行い、定期券機能を載せることができます。

OKICAバス定期券

バス定期券は**モノレール駅を除くOKICA取扱事業所・取扱店**で購入できます。定期券は、これまでと同様に、ご購入されたバス会社でのみ使用することができます。

※同バス停留でも、購入したバス会社と異なるバス会社のバスには利用できません。

定期券継続購入・有効期限切れの定期券について

定期券継続購入

定期券を継続して購入する際は、リライト機能により券面の印字情報を書き換えて、お手持ちのOKICAをくり返し使用することができます。

※OKICA定期券から別のOKICAへの定期券情報は移し替えできません。

有効期限切れの定期券について

有効期限切れのOKICA定期券は、新たにOKICAを購入しなくても、記名OKICAとしてくり返し使用することができます。

連絡定期券を購入する

連絡定期券の新規購入

1枚のOKICAに**3路線**まで定期券を載せることができます。1社で複数社の定期券を購入することはできません。購入される場合は、利用開始日までに**各社の窓口**で購入します。

例：モノレール定期券と沖縄バス定期券と那覇バス定期券を購入する場合

モノレール・沖縄バス・那覇バスの3社それぞれの窓口で購入します。

購入条件

※バス定期券とモノレール定期券を1枚に搭載できますが、**定期開始日と終了日は同じ日付が条件**となります。(同一バス会社の路線を乗り継ぐ場合も同様です)

※現在、モノレール定期券をご利用中で、バス定期券の追加購入を検討されている方は、有効期限満了日以降からご購入いただけます。

有効期限が残っている場合は、バス定期券は購入できません。

連絡定期券の継続購入

連絡定期券(2線以上載せている定期券)をご購入いただいた方は、**同じ路線・区間・期間(1か月、3か月)**であれば、複数社回らなくても**1社で継続購入**することができます。

モノレールとバスの連絡定期券を継続購入する

モノレール各駅(券売機・窓口)では購入できません。バス取扱事業所窓口で購入となります。

※モノレール単独定期券は、モノレール各駅券売機や窓口で継続購入できます。

期間・区間・利用会社に変更がある場合

連絡定期券を継続で購入する際、期間・区間・利用会社等、1つでも変更がある場合は、**新規購入と同様の扱い**となります。

※例：モノレール定期券／沖縄バス定期券／那覇バス定期券を利用していた方が継続購入の際、モノレール定期券／沖縄バス定期券のみ更新したい場合は、継続とはなりませんので、各社それぞれの窓口での購入となります。



ご注意ください! 定期券はポイントサービス対象外です。

定期券の使い方は通常のOKICAの使用方法和同じになります。

[<わくはく>P10~P13へ](#)



リライト機能

券面の印字情報を何回も書きかえたり、消去することができる機能をいいます。

OKICA取扱事業所

OKICAの購入・払戻・再発行・チャージ等すべてを取り扱います。

・モノレール各全駅

・那覇バス

新川営業所 西原営業所
石嶺営業所 空港事務所
具志川営業所 那覇仮販売所
糸満営業所

・沖縄バス

読谷出張所 金武販売所
糸満出張所 宜次簡易郵便局
屋慶名出張所 百名郵便局
名護出張所 旭橋駅前販売所
愛知販売所

・琉球バス交通

本社(豊崎) 百名営業所
具志川営業所 宜野湾営業所
名護営業所 那覇仮販売所
読谷営業所
糸満営業所

・東陽バス

馬天営業所
泡瀬営業所
仮設券売所

OKICA取扱店

OKICAの購入(記名、無記名)定期券の購入、チャージのみ取り扱います。

・那覇バス

那覇市観光案内所
平良販売所

・沖縄バス

首里販売所

※2018年1月時点での取扱店となります。

チャージ(入金)について

OKICAは、OKICA取扱事業所や取扱店、バス車内、チャージ機などでチャージ(入金)ができます。

チャージ

モノレール駅でのチャージ

おつりは出ます

¥1,000 ¥2,000 ¥3,000

券売機・窓口にて

¥4,000 ¥5,000 ¥10,000

※チャージの上限金額は30,000円です。
※SF残額が150円未満の場合は入場できませんので、先にチャージをしてください。



バスでのチャージ

おつりは出ません


¥1,000 ¥2,000

乗務員にお申し出ください。

¥5,000 ¥10,000

※チャージの上限金額は30,000円です
※東陽バスのみ2,000円紙幣には非対応となります。
※両替は、1,000円のみとなります。



チャージ機  のマークがある店舗に設置しています。

設置場所一覧

<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄銀行 本店 ・沖縄銀行 牧港支店 ・沖縄銀行 普天間支店 	営業時間
	平日
	7:00~22:00
	土日祝
	8:00~22:00

<ul style="list-style-type: none"> ・琉球銀行 本店 ・琉球銀行 国場支店 ・琉球銀行 真栄原支店 ・琉球銀行 コザ支店 	営業時間
	平日
	7:00~22:00
	土日祝
	8:00~21:00

<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄海邦銀行 大謝名支店 ・沖縄海邦銀行 十字路支店 	営業時間
	平日
	7:00~22:00
	土日祝
	8:00~22:00

<ul style="list-style-type: none"> ・パレット久茂地 1階エントランスホール 	営業時間
	平日・土日祝共通
	7:30~24:00

ご利用可能な紙幣
※旧札は使用出来ません。

¥1,000 ¥2,000

¥5,000 ¥10,000

・1回のチャージ金額の上限は10,000円です。
・1枚のOKICAに30,000円までチャージ出来ます。

OKICA用語



デポジット

OKICAを新規にご購入される場合にお客さまからお預かりする金額のことを「デポジット(保証金)」といいます。金額は500円です。運賃の支払いにはご利用いただけません。払戻時に返金します。

OKICAの使い方(モノレール編)

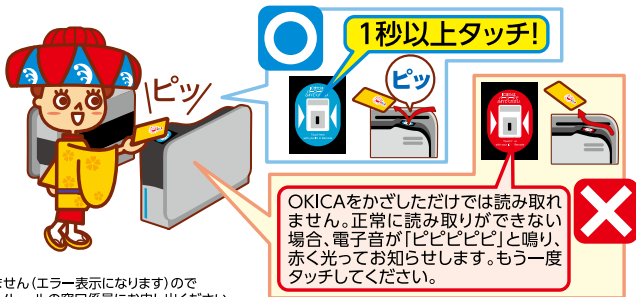
OKICAは、定期入れなどに入れたまま改札機の読取り部にタッチするだけでご利用いただけます。

改札機でのご利用

モノレール駅への入場や出場を確実に行うため読取り部(青く光った面)に平行に1秒以上タッチしてください。

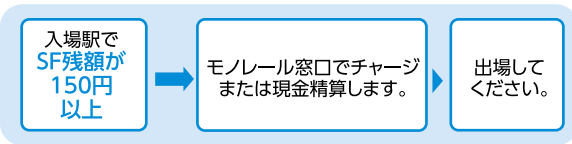
1秒以上タッチしないとご乗車の経路とは異なる経路の運賃が減額される場合や次回ご利用いただけない場合があります。

※出場記録が読み取れていない場合、バスへの乗車できません(エラー表示になります)ので確実にタッチしてください。なお、エラーを解除するにはモノレールの窓口係員にお申し出ください。



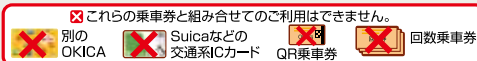
出場時に残額不足となったときは...

出場駅でSF残額が不足となったときは、モノレール窓口でチャージまたは精算してください。



ご注意ください

改札機では他の乗車券や別のICカードと併用して利用することはできません。



● 次のような場合、改札機ではご利用いただけないことがあります。

・定期券区間以外での入場時にSF残額が150円に満たないとき。

→チャージしてからご乗車ください。

・入場や出場を改札機で行なわなかったOKICAをご利用になったとき。

→モノレール駅係員にお知らせください。事情をおうかがいします。

● 1枚のカードを同時に複数人で使用することはできません。おひとりさま1枚での利用をお願いいたします。

OKICA豆知識



OKICAカードは、二重に引き去りを防止する機能があります。

OKICAの購入とチャージのイメージ

OKICAを2,000円で購入した場合

最初は、お預かりした2,000円にデポジットが含まれるため、ご利用できる金額は1,500円になります。

残金が少なくなり

3,000円をチャージした場合

チャージの際は、デポジットは発生しません。

チャージした金額がご利用になります。

OKICAが不要になった場合、OKICAと引換えにデポジットをお返しいたします。

※各交通事業者が定める手数料が別途必要になります。



※SF残額を他のICカードに移し替えることはできません。

モノレールでの運賃の計算方法

改札機を出場するときに運賃をSFから減額します。

SFでの乗車

入場した駅から出場する駅までの運賃は、出場時にSFから減額されます。(入場時には減額されません。)

たとえば、小祿駅から安里駅まで乗車した場合



安里駅で
260円を
SFから減額します。

定期券区間外の乗車

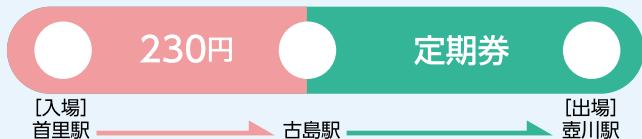
改札機にタッチするだけで、定期券区間外の運賃を精算できます。

たとえば、「壺川～古島」間のOKICA定期券で首里駅までのりこした場合



首里駅で
のりこし区間の
運賃230円を
SFから減額します。

たとえば、首里駅から乗車し、定期券区間内の壺川駅で出場する場合



壺川駅で
定期券区間外の
運賃230円を
SFから減額します。



ご注意ください

●小児の運賃計算

小児用OKICAでの乗車時は小児用運賃をSFから減額いたします。SFでのご乗車の際は、小児運賃は、大人運賃を計算した経路と同じ経路で計算されます。

OKICA用語



SF
(ストアードフェア)

OKICAにチャージ(入金)された、運賃として使用できる金銭的価値のことです。

※運賃は2018年1月末現在のものです。

OKICAの使い方(バス編)

OKICAは、沖縄本島内の路線バス(定期観光バス・リムジンバスを除く)でご利用いただけます。ご利用の際、読取り部と平行になるように1秒以上タッチしてください。

バス車内でのご利用方法(代表例)

- ご利用になるバスが、運賃前払方式の場合は乗車時に、運賃後払い方式の場合は乗車時と降車時に、読取り部にタッチしてください。OKICA定期券(バス定期券)でご乗車いただく場合も同様です。
- 障がい者の方が介護者の方とご乗車される場合は、**運賃お支払いの前に**乗務員にお申し出ください。
- モノレールの十五の春・子ども未来等のサービス券種はご利用になれません。

運賃前払い方式 乗車の際に運賃をいただきます。



乗車時

乗車時に読取り部にタッチ
(運賃をSFから減額)

降車時

降車時はタッチ不要です。



運賃後払い方式 降車時にご利用区間に応じた運賃をいただきます。



乗車時

乗車時に読取り部にタッチ
(整理券は必要ありません)

降車時

降車時に読取り部にタッチ
(運賃をSFから減額)



- バスの乗車方法(前乗り/中乗り)および運賃支払い方式は事業者・路線ごとに異なります。くわしくはご利用のバス事業者におたずねください。

バス車内でチャージすることができます。

- チャージの上限金額は30,000円です。
- バス車内でのチャージは、停車中をお願いいたします。
- 各紙幣でチャージできますが、**おつりは出ません**のでご注意ください。例えば、5,000円札を入れて3,000円チャージはできません。

※万が一、間違って紙幣を入れても、車内での返金はできませんので、ご利用のバス営業所窓口にお申し出てください。

→よくある質問Q16参照

※東陽バスのみ2,000円紙幣には非対応となります。

※混雑時などは、チャージを制限させていただくことがあります。

チャージ方法

乗務員に
お申し出ください。

IC運賃箱でチャージを
行います。



OKICA用語



運賃前払い方式 那覇市内線のように、均一料金を支払う場合です。

運賃後払い方式 那覇市外線のように、距離で乗車運賃が変わる場合です。

モノレール・バス両方で利用する

OKICAは、モノレール・バス両方でご利用になれます。

1枚のカードでモノレール・バスに乗車

同じ1枚のOKICAで、モノレールからバス、バスからモノレールへと乗車することができます。

※モノレールはSF残額が150円未満の場合は入場できませんので、先にチャージをしてください。

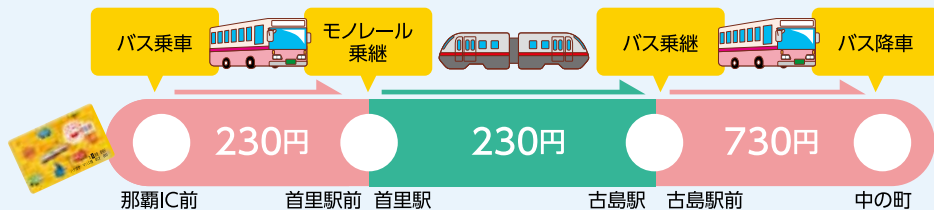


同じカードでモノレールに乘ったりバスに乘ったりできるよ！

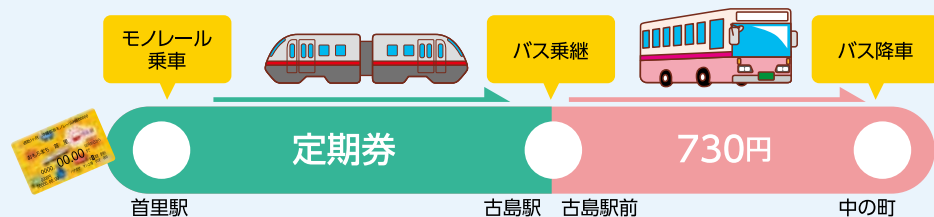
モノレールからバスへ乗継



バスからモノレール、更にバスへ乗継



モノレール定期券で定期券区間外のバスへ乗継



※バス定期券でも定期券区間外のバス路線や、モノレールへの乗継が可能です。(モノレールの場合は150円以上のSF残額が必要です。また、バスはSF残額が運賃未満の場合、車内のIC運賃箱でチャージが可能です。)

※2018年1月末時点の運賃です。

OKICAって何？

OKICAって何？使いの？

こんなときどうするの？

約款

ポイントをためる 無記名OKICA ○ 記名OKICA ○

1ヶ月のSF利用額*に対して、毎月一定額を超えると段階的にポイントを付与し、ポイントはカード内のSFとして還元できます。

*1ヶ月は1日～月末までの暦日を指します。

ポイント付与日 毎月6日

モノレールでのポイントのためかた

2018年1月末現在

●定期券・QR乗車券・おとなり切符は、ポイント対象外です。

一般的なOKICAの場合

月間利用金額	付与ポイント
3,000円以上	7%

学生用OKICAの場合

月間利用金額	付与ポイント
3,000円以上	14%

小児用・障がい者用OKICAの場合

月間利用金額	付与ポイント
1,500円以上	7%

*その他のポイントについては、別途沖縄都市モノレールへお問い合わせください。

バスでのポイントのためかた

2018年1月末現在

●定期券・現金は、ポイント対象外です。

●**バス事業者を問わず**、沖縄本島内の路線バス(定期観光バス・リムジンバスを除く)をご利用いただいた合計金額が対象となります。

一般的なOKICAの場合

月間利用金額	付与ポイント
5,000円～10,000円未満	100pt
10,000円～20,000円未満	500pt
20,000円～30,000円未満	2,000pt
30,000円～40,000円未満	4,500pt
40,000円以上	8,000pt

学生用OKICAの場合


月間利用金額	付与ポイント
5,000円～10,000円未満	100pt
10,000円～20,000円未満	700pt
20,000円～30,000円未満	3,000pt
30,000円～40,000円未満	6,000pt
40,000円以上	12,000pt


小児用・障がい者用OKICAの場合

月間利用金額	付与ポイント
2,500円～5,000円未満	50pt
5,000円～10,000円未満	250pt
10,000円～15,000円未満	1,000pt
15,000円～20,000円未満	2,250pt
20,000円以上	4,000pt

**ポイントの有効期限は
付与された月の
翌年の同月末まで**


例

2018年 1月6日 500ポイント付与 

2018年 2月6日 100ポイント付与 

ポイント還元をしないまま、約1年後・・・

付与された月の1年後の月末です!

2019年 1月31日 500ポイント失効 

さらに残り100ポイントも2019年2月28日に失効予定です

保有ポイント 600ポイント

保有ポイント 100ポイント



●チャージではOKICAポイントはたまりません。

ポイントを確認する

無記名OKICA ○ 記名OKICA ○

- WEB照会サービスへご登録いただくと、お手持ちのPCやスマートフォンからもご確認いただけます。

くわしくは、P17へ

- 1万ポイント以上はWEB照会でご確認いただけます。

券売機
利用可能箇所



窓口



WEB



ポイントを利用する

無記名OKICA ○ 記名OKICA ○

たまったポイントをSFに還元してご利用になれます。

OKICAポイント還元方法

- 還元できるポイントは、**最低100ポイント**が必要で、10ポイント単位となります。
- ポイント還元はOKICA取扱事業所または取扱店の券売機や窓口にて行えます。

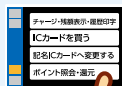


ポイント還元は
10ポイント=10円です。

IC対応券売機でのポイント還元方法



- 1 ICカードボタンを押し、「ポイント照会・還元」を選んでください。

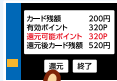


- 2 カードを挿入してください。



- 3 還元可能ポイント数を確認し、よろしければ「還元」を押してください。

(※券売機では
ポイント還元額は
選べません。)



チャージ
完了!

- 4 カードが出てきますので、お受け取りください。



バス営業所・バス出張所の窓口でも還元できます!

※係員にお申し出ください。



ご注意ください

- OKICAポイントは、還元を行わないと改札機や運賃箱でご利用いただけません。
- モノレール駅券売機でポイント還元を行なう場合、ポイント還元額は選べません。全額(10ポイント単位)還元されます。(例:123ポイント還元する場合⇒120ポイント全額が還元されます。)
- 各交通事業者窓口でポイント還元をする場合、10ポイント単位で還元額が選べます。ご希望の還元額を係員までお申し出ください。(例:123ポイント還元する場合⇒100ポイント、110ポイント、120ポイントが選べます。)

利用履歴・SF残額の確認

無記名OKICA  記名OKICA 
 ※券売機・窓口共に可能

利用履歴とは

OKICAではSF利用で乗降された履歴を確認/印刷することができます。
 OKICAを再発行した場合は、再発行前の残額履歴は表示・印字できません。




券売機  窓口  WEB 

確認できる項目

ICカード利用履歴				
カード番号:000000000000				
①	②	③	④	
月日種別	利用駅	種別	利用駅	残額
1212入	赤瀬	出	旭橋	*3240
1215入	豊川	出	東洋前	*3010
1224入	小塚	出	那覇空港	*2780
1227入	赤瀬	出	牧志	*2550
0103入	牧志	出	古島	*2290
0105入	安里	出	豊川	*2030
0111入	赤瀬	出	旭橋	*1770
0115入	おもろまち	出	豊川	*1510
0116入	奥武山公園	出	牧志	*1280
0117入	旭橋	出	赤瀬	*1020
0119入	豊川	出	赤瀬	**790
0121入	小塚	出	安里	**560
0123入	赤瀬	出	豊川	**300
0128入	豊川	出		**770
0129現金	宣保			10070
0131入	首里	出	豊川	*9810
0201入	古島	出	赤瀬	*9590
0202入	豊川	出	牧志	*9360
0203入	小塚	出		*9100
0208バス	沖縄バ			*8640
2015.3.31	15:11	旭橋	駅	
*毎度ありがとうございます。 01券発行				
(1/1) 沖縄都市モノレール株式会社				


●残額履歴には「残額」の他、「ご利用日」、「運賃を減額した区間」、「ご利用内容(種別)」などが表示・印字されます。バスに乗車された場合は「運賃を減額した区間」にバス事業者名が表示・印字されます。

- ① **ご利用日** 【入】 SFで入場または乗車した場合
- ② **運賃を減額した区間** 【出】 SFで出場または降車した場合
- ③ **ご利用内容(種別)** 【バス】 バス(IC運賃機)で利用した場合
- ④ **SF残高** 【現金】 チャージした場合
- **ご利用内容(種別)** 【購】 他の乗車券類と引換えた場合
 欄に表示・印字される場合は、右記の内容を表しています。 【精】 窓口などで精算した場合
- **SF残高** 【特典】 ポイントを還元した場合

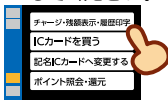
 ●定期券の区間内で乗り降りした履歴は、表示・印字されません。
 ●ご利用された時刻は、表示・印字されません。

券売機で確認する OKICA内に記録されている直近20件の表示・印字が可能です。


① 「ICカード」にタッチしてください。




② 「チャージ・残額表示・履歴印字」にタッチしてください。




③ 手持ちのICカードを券売機左下の挿入口に入れてください。





④ 「履歴表示」にタッチしてください。印字する場合は「履歴印字」にタッチしてください。



⑤ カードと印字された履歴が出てきますのでお取りください。




 ●履歴が20件以上必要な方は、各交通事業者窓口でお申し出ください。



窓口で確認する 90日以内でかつ直近100件まで表示・印字が可能です。

各交通事業者窓口でも利用履歴をご確認いただけます。

 ●OKICAの再発行を行うと、旧カードの履歴は引き継がれませんのでご注意ください。(WEB照会サービスを除く)

WEB照会サービス

無記名OKICA 残高/○ 履歴/×
記名OKICA 残高/○ 履歴/○

OKICAはホームページ上で、SF残額やポイント残高、利用履歴(記名OKICAのみ)を確認することができます。

WEB照会サービスで確認 90日以内でかつ直近**100件**まで表示・印字が可能です。

各種記名OKICAは、WEB照会サービスでも利用履歴をご確認いただけます。

※無記名OKICAは、記名OKICAに変更が必要です。

利用登録方法

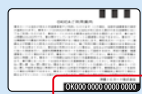
- 1 「WEB照会サービス」をクリック。



- 2 「利用登録」をクリック。



- 3 カード裏面のOKから始まる15ケタの英数字やメールアドレス等を入力。



利用登録
カード番号
OK
例: OK76658545326736
メールアドレス
例: okica@okica.jp
コピー&ペーストしないで入力してください
ログインパスワード
(英数字の組合せでも文字以上)

- 4 登録アドレスに届いたメールに記載されたURLをクリック。

- 5 登録完了!

●携帯電話のメールアドレスは、仮登録メールが届かない事があるようです。以下をお試しください。
1.PCメールの受信拒否設定を解除する。
2.指定受信の設定にて、webservice@okica.jpのメールアドレスを指定受信登録する。

SF残額とポイント残高を確認する:すべてのOKICA

- 1 「ログイン」をクリック。



- 2 メールアドレスとパスワードを入力。

ログイン
メールアドレス
パスワード
ログイン
TOPへ戻る

- 3 残額/ポイント確認をクリック。



- 4 残額/有効ポイントが表示されます。

残額/履歴
SF残額: 1,950円
PT残高: 500pt
有効ポイント: 300pt

※前日までの残額となります。

利用履歴を確認する:記名OKICAのみ

- 1 ログイン後「ダウンロード」をクリック。



- 2 ダウンロードした申込用紙を印刷し必要事項を記入。

- 3 カード裏面とご本人確認ができる公的証明書をコピーする。

- 4 書類を確認し郵送する。

- 5 登録完了メールを確認後ログイン。

年末年始やGW、土日祝は登録完了にお時間を要する場合があります。余裕をもってお申込みください。



ご注意ください

●記名OKICA登録内容との不一致、または送付いただいた書類に不備があると、本人と見なされずご利用いただけません。
●再発行後も引き継がれますので、変更手続きは必要ありません。

紛失したとき(紛失再発行) 無記名OKICA× 記名OKICA○

「記名OKICA」と「OKICA定期券」は、万一紛失しても再発行することができます。

紛失再発行のお手続き後、カード残額とポイント、定期券を移行した新しいカードをお渡しいたします。
なお「無記名OKICA」は再発行できません。

紛失から再発行までの流れ

OKICAを紛失!



モノレール駅窓口やバス営業所などで紛失のお申し出(一部を除く)

申請書に必要事項を記入して提出 + ご本人を確認できる公的証明書等(免許証など)を呈示

●本人確認ができない場合は、お手続きができないことがあります。

紛失の再発行登録 ※紛失再発行登録を行うと登録を取消すことができません。

再発行整理票を発行します。 ※再発行時に必要となりますので、大切に保管してください。

登録の翌日から14日以内 ※14日経過後は再度、紛失再発行のお申込みが必要です。

モノレール駅窓口やバス営業所などで再発行(一部を除く)

お持ち
いただくもの

再発行
整理票



1,040円
デポジット 500円 + 再発行手数料 540円



公的
証明書等

紛失したOKICAが見つかったとき

紛失したOKICAが見つかった場合は、再発行のお手続きをした営業所にお持ちください。引換えにデポジット500円を返却いたします。

※新しいカードを再発行する前は、デポジットの返却はできません。

※デポジット返却の際はご本人を確認できる公的証明書等(免許証など)が必要です。



ご注意ください

●紛失のお申し出(お手続き)を行わなかった場合に生じた損害については、責任を負いかねます。OKICAを紛失したときは、OKICA取扱交通事業者へすみやかに申し出ください。なお、紛失のお申し出(お手続き)を行った場合でも、再発行整理票発行日における払い戻しやSFの使用などで生じた損害については、責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

●お申し出の際は、購入時にご登録いただいた「お名前」「性別」「生年月日」をもとにお手続きいたしますので、正しく登録されていない場合、再発行や払い戻しができないことがあります。

●紛失再発行のお申込み後は、取消しできませんので、必ず、再発行を行ってください。

●お渡しした再発行整理票は、再発行できませんので、大切に保管してください。

●受付可能時間は各交通事業者により異なります。

使えなくなったとき (障害再発行)

無記名OKICA

記名OKICA

カードの不具合などでOKICAが使えなくなったときは、再発行することができます。

障害再発行のお手続き後、カード残額とポイント、定期券を移行した新しいカードをお渡しいたします。

障害から再発行までの流れ



OKICAが使えない?



モノレール駅窓口やバス営業所などで障害のお申し出(一部を除く)

申請書に必要事項を記入して提出

障害の再発行登録

再発行整理票を発行します。 ※再発行時に必要となりますので、大切に保管してください。

登録の翌日から14日以内 ※14日経過後は再度、障害再発行のお申込みが必要です。

- カードを再発行するまでの間、モノレール定期券区間内をご利用される場合は、使えなくなったカードの定期券内容が印字された面と再発行整理票を係員に呈示してご乗車ください。
- バス定期券をご利用の場合は、搭載している各バス定期券発行事業者にお問い合わせください。

モノレール駅窓口やバス営業所などで再発行(一部を除く)

お持ち
いただくもの

再発行
整理票



障害となったOKICA



公的
証明書等



ご注意ください

- お渡しした再発行整理票は、再発行できませんので、大切に保管してください。
 - OKICA裏面に記載されているカード番号をもとにお手続きを行いますので、カード番号が判読できない場合は再発行できません。
- 使用できなくなった原因がお客さまにある場合は、発行手数料540円、新しいOKICAのデポジット500円が必要となります。その場合使えなくなったOKICAのデポジットは返却できません。
- 受付可能時間は事業者により異なります。

OKICA用語



再発行
整理票

OKICAの紛失または、障害のお申し出を行った際に発行される整理票のことです。OKICAの再発行時に必要となります。

OKICAが必要なくなったら(払戻)

記名OKICAや定期券の払戻の際は、ご本人を確認できる公的証明書(免許証など)が必要です。

無記名OKICA  記名OKICA 

OKICAが不要になったとき

記名OKICA・無記名OKICAの場合

SF残額と、デポジット500円を払戻いたしますが、**SF残高の有無に拘らず**、各交通機関が定める手数料が必要となります。もよりのOKICA取扱事業者にお申し出ください。

※OKICAの払戻手数料は、各交通事業者により手数料が異なります。



お客さまに
お渡しする金額

=

SF残額

+

デポジット
500円

-

手数料

OKICA定期券がある場合

定期券部分の払戻額(手数料を差し引いた額)とSF残額の合計と、デポジット500円を払戻いたしますので、その定期券を購入した事業者にお申し出ください。



お客さまに
お渡しする金額

=

定期券の
払戻
計算額

-

定期券の
払戻
手数料※

+

SF残額

+

デポジット
500円

(定期券部分の払戻額)

※OKICA定期券の払戻手数料は、各交通事業者により異なります。

定期券のみが不要なとき

定期券部分のみ払戻いたしますので、その定期券を購入した交通事業者にお申し出ください。なお、そのカードは引き続き記名OKICAとしてご利用いただけます。



定期券のみ
払戻



記名OKICA
として
引き続きご利用
いただけます。



お客さまに
お渡しする金額

=

定期券の
払戻
計算額

-

払戻
手数料※

※定期券の払戻手数料は、各交通事業者により異なります。

ちょっと待って! OKICAを買い直すその前に...

SF残額が
なくなったら



定期券の
有効期限が
過ぎたら

同じカードに
定期券を
購入!


定期券が
不要に
なったら

払戻で
記名
OKICAに
変更!



OKICAはくり返し使える
エコなカードです!



ご注意ください!  フィギュア付OKICAは払戻できません。

その他

有効期限がある記名OKICA・定期券の有効期限切れを予告する

OKICA定期券などの有効期限が迫ったとき、改札機や運賃箱をご利用の際に通常とは異なる電子音と画面でお知らせします。

モノレールのお知らせ機能

- ・障がい者OKICA ……誕生日の14日前より
- ・学生用OKICA ……4月30日の14日前より
- ・小児用OKICA 12歳の3月31日の14日前より
- ・定期券 ……有効期限の14日前より

有効期限が
表示されます。



SF残額が140円以下

▶ タッチ部が赤点灯となり「ピー」と鳴動します。



小児用OKICAで入出場

▶ 改札上部のランプが白点灯し「ピヨピヨ」と鳴動します。

障がい者用OKICAで入出場

▶ 改札上部のランプが白点灯します。

バスのお知らせ機能

- ・小児用OKICA ……12歳の3月31日の7日前より
- ・学生用OKICA ……4月30日の7日前より
- ・障がい者OKICA ……誕生日の7日前より
- ・免許証返納者OKICA ……誕生日の7日前より
- ・定期券 ……有効期限の7日前より

運賃箱の液晶画面で
お知らせします

▶ 有効期限が表示されます。



OKICAで特典が受けられます。

バス・モノレールでOKICAを利用した日はちょっとおトク。

OKICA♡WARI



加盟店舗で特典が受けられます。

加盟店舗リスト・特典の詳細はホームページで!

OKICA♡WARIの詳細はコチラ <http://info.okica.jp/okicashop>



よくあるご質問

「こういう場合、どうやって使うの?」「こんな使い方、できるのかな?」…
OKICAを便利にご利用いただけますよう、いくつかのご質問にお答えします。

OKICAとは

Q 1. OKICAとは?

A 現在、沖縄県内で運行しているゆいレールや路線バス4社(琉球バス交通、沖縄バス、那覇バス、東陽バス)で使えるIC乗車券で、無記名、記名、定期券などがあります。事前にチャージ(入金)することにより、運賃の支払いもできる便利なカードです。OKICAをパスケースに入れたまま、読取り部にタッチするだけで自動的に精算することができます。

Q 2. 無記名OKICAと記名OKICAの違いは?

A 無記名OKICAは個人情報登録無しにどなたでも使えるOKICAです。記名OKICAは個人情報を登録いただき、登録者本人のみが使えます。万一、カードを紛失した場合でも紛失したカードの利用を停止し、チャージ残額やポイント残高を補償して、カードの再発行を行うことができます。※紛失再発行には、別途手数料がかかります。

用語

Q 3. SFとはなんですか?

A SF(ストアードフェア)とは、OKICAに記録された金銭的価値で交通事業者が定める運賃の支払いに充てるものをいいます。

Q 4. デポジットとはなんですか?なぜ取るのですか?

A デポジットはカードの使い捨て防止のために、OKICAの購入時にお預かりする金額をいいます。OKICAが不要となり返却する際に、お預かりしたデポジットはお返しします。
※ただし、返却する際は、所定の手数料がかかります→OKICAが必要なくなったら(払戻)を参照
例:発売額1,000円=デポジット500円+乗車に利用できる額500円(初回のみ)

Q 5. チャージとはなんですか?残高はどうやってわかりますか?

A OKICAには、カード内へ入金できる機能が搭載されており、その機能のことをいいます。入金残高が少なくなった場合も、モノレール券売機や窓口、バス車内、チャージ機において、繰り返しチャージ(入金)が可能です。
乗車(入場)の際にリーダーへタッチすると、残高が表示されます。降車(退場)の際には、乗車運賃が引かれた後の残高が表示されます。
また、券売機、窓口、WEB照会サービスにおいても確認いただくことができます。

Q 6. ポイント還元とはなんですか?

A ポイントを利用して乗車する際には、貯まっているポイントをチャージ残高に還元する必要があるため、その行為のことをいいます。ポイント還元は、ご自身でモノレール各駅の券売機や窓口、バス営業所窓口で行います。

Q 7. 連絡定期券とはなんですか?

A 連絡定期券は、これまで複数枚の紙定期券を1枚のOKICAに集約することができる画期的な機能です。ただし、利用するには条件がございますので、購入する際にご確認ください。→詳細は、8ページをご確認ください。

カード

Q 8. 券面印字が見づらい(薄い、文字が小さい)のですが…。

A 申し訳ございませんが、現行のカード仕様では、文字色の濃淡及び大小の調整はできかねます。

Q 9. 記名OKICAがいらなくなったので、家族や友人にあげることはできますか?

A 記名OKICA・OKICA定期券を含め、他人への譲渡・名義変更はできません。ご不要なOKICAは払戻を行ってください。

Q 10. 結婚や引っ越しなどにより、OKICAに登録している氏名や電話番号が変わったのですが、どうしたらよいですか?

A OKICA取扱事業所にお申し出の上、必ず変更のお手続きをお願い致します。なお、変更の際は、お客様本人であることを確認できる公的証明書等の提示と申請書の記入が必要です。
変更を行わなかった場合、再発行ができない場合があります。
※お取扱箇所は事業所により異なりますので、ご利用される事業所にお尋ねください。
※公的証明書は変更後のものを呈示ください

Q 11. OKICAの印字が不鮮明になってしまったのですが、どうしたらよいですか?

A カード券面の印字が不鮮明なOKICAは使用できませんので、再印字いたします。OKICA取扱事業所にお問い合わせください。

Q 12. 中学生になりました。小児用OKICAをそのまま使えますか?

A 小児用OKICAは有効期限がありますので、そのままでは使用することはできません。学生用OKICA等の大人運賃用のOKICAに変更する必要があります。OKICA取扱事業所窓口で変更のお手続きをしてください。なお、変更手続きを行わない場合は、使えなくなりますが、変更手続きを行うことで、再度、使用できるようになります。 <詳しくは、P.6へ>

**Q 13. OKICAのSFで乗車するとき障がい者割引は適用となりますか？**

- A** 各事業者の定めによる割引が適用されます。障がい者用OKICAにつきましては、6ページをご参照ください。介護者が同伴される場合：
モノレール・・・出場時に駅係員へお申し出ください。
バス・・・運賃支払い前に乗務員にお申し出ください。
※各事業者及びご利用方法により取り扱いが異なります。詳しくは駅係員及び乗務員におたずねください。

Q 14. SF残額は十分あるはずなのに、使用できませんでした。どうしたら良いですか？

- A** 以下の可能性があります。ご確認ください。
・障がい者用OKICAや学生用OKICAなど、有効期限があるカードで有効期限が切れている→各種カードの有効期限は、6～7ページをご確認ください。
・モノレール駅から出場する際に、タッチが不十分で引き去りができていない→モノレール駅にて出場処理が必要です。
・他のICカードと一緒にタッチした
・銀紙などの電波を遮るものと一緒にタッチした
なお、上記を確認しても使用できない場合は、カードに不具合がある可能性がありますので、OKICA取扱事業所へお申し出ください。

有効期限のあるOKICAは更新が必要です！更新手続きをしないと利用できなくなります

券種	有効期限	更新時期
小児用OKICA	満12歳となる年度の 3月31日まで	4月1日以降
学生用OKICA	毎年4月30日まで	毎年3月30日以降
障がい者用OKICA 免許返納者用OKICA	毎年誕生日まで	誕生日の1ヶ月前
小児障がい者用OKICA	毎年3月31日まで	3月31日の1ヶ月前
記名OKICA	なし ※最終利用日から10年経過で失効	なし

なお、有効期限までに更新しなかったことにより、利用ができなくなったカードは、窓口でお手続きを行うことにより、再度利用することができるようになります

Q 15. チャージ(入金)をした場合、領収書は発行されますか？

- A** 券売機：入金後、領収書ボタンを押すことで、発行可能です。
窓口：窓口係員へお申し出いただくことで、発行可能です。
バス車内：発行できません。
チャージ機：入金後、領収書ボタンを押すことで、発行可能です。

Q 16. 1,000円チャージ(入金)するつもりが、誤って5,000円チャージしてしまいました。返金は可能ですか？

- A** チャージをした当日で、なおかつ未使用の場合に限り、返金いたします。
連続でチャージした場合は、最後に行ったチャージ分のみが返金の対象となります。
例えば、3,000円チャージした直後に5,000円チャージした場合、5,000円のみが返金できます。
ただし、バス車内では返金できませんので、ご利用されたバス会社の窓口へお申し出ください。

Q 17. オートチャージはできますか？

- A** 現在、オートチャージ機能はございませんが、将来的に導入する計画はございますので、決まりましたら、ホームページ等でお知らせ致します。

Q 18. 記名OKICAを無くしてしまいましたが、窓口に行くことができません。紛失再発行登録を電話で行うことはできますか？

A お電話によるお手続きは致しかねますので、モノレール駅やバス営業所などへお越しください。また、代理の方がお手続きできる場合がありますので、詳しくはOKICA取扱事業所にお尋ねください。

Q 19. 紛失再発行の申し込み手続きが済んだ後に、紛失したOKICAが見つかりました。まだ紛失再発行をしていないので、紛失再発行を取り消し、このOKICAを使えますか？

A 紛失再発行のお申し込みが済んだ時点で、紛失したOKICAは使えなくなっています。恐れ入りますが、再発行のお手続きをお願い致します。
なお、再発行した後に見つかったOKICAは、お手続きを行った窓口へお持ちいただければ、引き換えに預かりしたデポジット500円を返却致します。
※再発行のお手続きには、再発行手数料540円とデポジット500円が必要となります。
※デポジット返却の際は、ご本人を確認できる公的証明書(免許証など)が必要です。

Q 20. 紛失再発行の申し込み手続きを行いました。再発行は放棄して、新規で発行しました。その後に、紛失したOKICAが見つかったのでカードは返却してデポジットを返金してもらいたい。

A 紛失したOKICAのデポジットは、再発行後に返金する仕様となっております。放棄した場合は、返金することができませんので、必ず再発行を行っていただきますようお願い致します。

Q 21. 紛失再発行手続きをしたところ、身に覚えの無いSFが使われていることが分かりました。使われたSFは補償してもらえますか？

A 補償は致しかねます。紛失のお申し出(お手続き)を行った場合でも、再発行整理票発行日における払戻やSFの使用などで生じた損害については、責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。なお、紛失のお申し出(お手続き)を行わなかった場合に生じた損害についても補償はできません。

Q 22. 再発行の申し込み手続きの明細書のSF残額と新カードに移行後のSF残額が違うのですが、なぜですか？

A 申し込み手続きを行うタイミングによっては、直近に利用された乗車運賃が反映されていない場合があります。ご不明な点がございましたら、お調べ致しますので、窓口へお尋ねください。

Q 23. 障害再発行をするとき、使えなくなったOKICAを記念に欲しいのですが、もらうことはできますか？

A できかねます。再発行をする際、使えなくなったOKICAは必ず回収いたします。

Q 24. 紛失再発行したが、紛失したカードの乗車履歴が欲しいのですが、もらうことはできますか？

A 紛失したOKICAを再発行した場合、乗車履歴は引き継ぎません。WEB照会サービスへ事前にご登録された場合は引き継ぎますので、ご利用ください。

Q 25. チャージをしたらポイントがつかますか？

A チャージのみではつきません。乗車いただいた月額利用金額に応じてポイントは付与されます。

Q 26. OKICA定期券でポイントはつかますか？

A 定期券区間内のみでご利用の場合はポイントはつきません。事前にチャージ(入金)したOKICA定期券で、定期券区間外で精算した場合は、ポイント付与の対象となります。

Q 27. ポイント付与時に小数点が発生した際の端数はどうなりますか？

A 小数点第一位以下は切り捨て処理となります。

Q 28. ポイント確認をしたら、10,000ポイント以上あるはずなのに、表示されません。

A 駅券売機や各事業所窓口では、1回で還元ができる上限10,000ポイントのみが表示されます。10,000ポイントを還元していたければ、残りのポイントが表示されます。
なお、WEB照会サービスでのポイント確認は、保有されているすべてのポイント数が表示されますので、ご利用ください。

Q 29. 定期券の期限が切れた後も利用できますか？

A 期限切れのOKICA定期券もチャージ(入金)することにより、記名OKICAとしてご利用いただけます。

Q 30. 定期券の期限が切れたが、券面の印字が気になる。消せますか？

A 定期券部分の券面の印字は消すことができますので、窓口の係員へお申し出ください。

Q 31. 複数社の定期券を購入したいのですが、1社で購入できますか？

A 複数社の定期券を新規で購入される際は、各社の窓口での販売となります。ただし、継続して購入される際に前回の購入から変更がなければ、1社(モノレール社除く)での購入が可能です。



払戻

Q 32. OKICAに残高がないにもかかわらず、返却したら手数料がかかりました。なぜですか？

A OKICAを払戻する際は、残高の有無にかかわらず各交通事業者の事務手数料として、各社が定める払戻し手数料がかかります。払戻しにつきましては、20ページをご参照ください。

Q 33. 希望金額のみのSF払戻はできますか？例えば、SF残額が5,400円で、2,000円のみ払戻したいなど。

A できかねます。払戻しをご希望される際は、カードを返却した上で、全額払戻しとなります。
※カード返却の際には、残高の有無にかかわらず所定の手数料がかかります。

手数料

Q 34. 払戻、紛失再発行で手数料が発生するのはなぜですか。

A 払戻やカードを再発行する際に発生する事務手続きの代金として、手数料のお支払をお願いしております。

その他

Q 35. 読み取り部分へかざしたとき反応が悪いのですが。※事例:OKICAをサイフやスマホと一緒にに入れてタッチした場合など

A 他のICカードや電波を発する携帯電話と一緒に入っているとOKICAをかざした場合、反応が鈍くなったり、または反応しない場合があります。OKICAを取り出して、改札機の読み取り部分へかざすか、電磁波干渉防止シートを財布やパスケースに入れてご使用いただくことで改善が見込めます。

Q 36. Suica、PASMOは使えますか。また、いつから使えるようになりますか。

A 他地域のIC乗車券はご利用になれません。
沖縄県内においては、OKICAのみご利用となり相互利用の予定はございません。

Q 37. モノレール・バス以外で使えるところはありますか。

A 船舶、タクシー、商業施設への導入計画はありますが、導入時期は未定です。

Q 38. クレジット機能付きOKICAはありますか。

A 現在クレジット機能付きOKICAはありません。将来的に導入する計画はありますが、時期は未定です。

WEB照会サービス

Q 39. 1つのメールアドレスで複数のカードの登録をしたいのですが、可能ですか？

A 申し訳ありませんが、複数の登録を行うことができません。

Q 40. 登録したメールアドレスに変更があったのですが、ログインできますか？

A ログインはできますが、ログイン後、利用者情報の変更より、変更を行っていただきますようお願い致します。

Q 41. OKICAカードを払戻したのですが、自動的にWEB照会サービスからも退会となるのでしょうか？

A OKICAカード自体を払戻したとしても、自動的に退会されませんので、ログイン後にサービス利用停止より退会手続きをお願い致します。

OKICAって何？

OKICAの使い方

こんな疑問がある？

約款

OKICA取扱規則

第1章 総則

第1条(目的)

この規則は、沖繩ICカード株式会社(以下「当社」という。)が発行する、金銭的価値等を記録することができるICカード(以下「OKICA」という。)の使用者に提供するサービス内容とその使用条件を定め、もって使用者の利便性向上と業務の遂行を図ることを目的とする。

第2条(用語の意義)

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「OKICA交通事業者」とは、別表第1号に掲げる事業者をいう。
- (2) 「SF(ストアードフェア)」または「バリュー」とは、OKICAに記録された金銭的価値で、専らOKICA交通事業者が定める旅客運賃等の支払いに充当するものをいう。
- (3) 「OKICAポイント」とは、別に定めるOKICAポイントサービス規則に基づき使用者に付与され、記録されるカードポイントをいう。
- (4) 「チャージ」とは、OKICAに入金してSFを積み増しすること、または保有するOKICAポイントをSFに交換することをいう。
- (5) 「デポジット」とは、返却することを条件に当社が收受するOKICAの使用権の対価をいう。

第3条(適用範囲)

- 1 OKICAにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。
- 2 OKICA交通事業者における、OKICAを媒体とする乗車券等としての使用についてはこの規則および各OKICA交通事業者が定める規則等(以下、「交通事業者規則等」という。)による。
- 3 OKICA交通事業者におけるOKICAポイントサービスにかかわる取扱いについては、OKICAポイントサービス規則の定めるところによる。
- 4 この規則が改定された場合、以後のOKICAに関する取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。
- 5 この規則およびこの規則に基づいて定められた諸規定は予告なく変更されることがあり、使用者はこれを了承するものとする。
- 6 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。

第4条(OKICAの種類)

発行するOKICAの種類は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「無記名OKICA」…使用者登録を行っていない者の使用に供するOKICA
- (2) 「記名OKICA」…券面に使用者の記名を行い、カードおよび当社システムに使用者としての情報を登録した者の使用に供するOKICA
- (3) 「IC定期乗車券」…交通事業者規則等により券面に定期乗車券の情報(定期乗車券の有効期間に関わらず)が印字された記名OKICA
- (4) 「大人用OKICA」…記名人が大人である記名OKICA
- (5) 「学生用OKICA」…記名人が学生である記名OKICA
- (6) 「小児用OKICA」…記名人が小児であって券面に小児の表示を行った記名OKICA(小児用障がい者OKICAを含む)
- (7) 「障がい者用OKICA」…交通事業者規則等により割引料金が適用される者本人(以下「福祉割引対象者本人」という。)またはその介護人若しくはその付添人の記名OKICA(以下「介護人」という。)
- (8) 「免許返納OKICA」…記名人が免許返納者であって、OKICA交通事業者が定める割引運賃が適用される記名OKICA
- (9) 「フィギュア付OKICA」…フィギュアその他商品と一体化し、デポジットを收受しない販売用のOKICA
- (10) その他各OKICA交通事業者が交通事業者規則等に定める券種は、当社が認めた場合に限り各OKICA交通事業者の種類指定を可能とする。

第5条(契約の成立)

- 1 この規則は、当社またはOKICA交通事業者が使用者にOKICAを交付したときに両者の間において効力を生じるものとする。
- 2 OKICA使用者は、この規則およびこの規則に基づいて定められた諸規定を承認し、これに同意したものとす。

第6条(使用方法および制限事項)

- 1 使用者は、OKICAをOKICA交通事業者における乗車券等として使用することができる。
- 2 使用者は、OKICAを当社が認めたOKICA交通事業者においてOKICAを処理する機器(以下「所定の機器」という。)により使用しなければならぬ。
- 3 記名OKICAは、当該記名OKICAに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
- 4 学生用、小児用及び障がい者用OKICAは、有効期限終了後は使用することができない。
- 5 使用者は、OKICAが次の各号のいずれかに該当するときは、OKICAを所定の機器で使用できない場合があることを了承する。
 - (1) OKICAの破損または所定の機器の故障もしくは天災等により、OKICAの内容の読取りが不能となったとき
 - (2) OKICAの使用、チャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、一定期間これらの取扱いが行われなかったとき
- 6 使用者は、偽造、変造その他不正に作成されたOKICAもしくはSFを使用することができない。
- 7 使用者は、1回の乗車につき、2枚以上のOKICAを同時に使用することはできない。
- 8 使用者は、入場または乗車時に使用したOKICAを出場または降車時に使用しなかった場合は、当該OKICAで再入場または再乗車することはできない。
- 9 使用者は、乗車以外の目的でOKICAを利用し駅への入場及びバスへ乗車することはできない。
- 10 使用者は、OKICAをOKICA交通事業者が独自に提供する乗車券と併用して使用することはできない。

第7条(個人情報の取扱い)

- 1 使用者が記名OKICAの購入、または無記名OKICAから記名OKICAへの変更を申し込むときに提出した個人情報は、当社およびOKICA交通事業者が管理する。なお、個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。
- 2 当社は、取得した個人情報を次の目的で利用する。ただし国の機関又は地方公共団体から法令に基づき個人情報の開示を求められた場合、使用者は、当社が下記目的以外で利用することを了承する。
 - (1) 記名OKICAの購入・変更・解約・再発行等の申込内容の確認
 - (2) 当社の業務運営上必要な範囲内で記名OKICAの利用等の確認
 - (3) 当社またはOKICA交通事業者から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
- 3 前項の目的以外で、統計情報の基礎資料として利用する場合等、個人を特定できないように修正した上で使用または第三者提供する場合がある。
- 4 当社は、業務運営上必要な範囲内で、当社による適正な管理のもと、業務の一部を第三者へ委託する場合がある。
- 5 当社は、取得した個人情報を、第2項の範囲内でOKICA交通事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがある。
- 6 記名OKICAの購入希望者または変更希望者が、前各項に同意しないときは、発売を行わない。

第8条(取扱箇所)

- 1 OKICAの取扱箇所は、当社およびOKICA交通事業者とする。
- 2 前項に記載される箇所以外において取り扱う内容については別に定める。

第9条(制限または停止)

- 1 当社は以下の場合、OKICA交通事業者におけるOKICAの取扱いを制限または停止をすることがある。
 - (1) 不可抗力によりOKICAの取扱いが困難であると当社が認めた場合
 - (2) 当社システムの保守その他の運用上やむを得ない事情により当社およびOKICA交通事業者がOKICAの取扱いの中止を必要と判断した場合
- 2 前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。
- 3 当社が第1項の措置をとった場合における使用者とOKICA交通事業者との関係は、各OKICA交通事業者が定める交通事業者規則等で定める。

第10条(OKICAの所有権)

- 1 OKICAの所有権は、当社に帰属する。ただしフィギュア付OKICAはその限りではない。
- 2 OKICAが不要となったときまたは失効したときは、OKICAを当社へ返却しなければならない。

第11条(デポジット)

- 1 当社はOKICAを発売する際に、デポジットとしてOKICA1枚につき500円を収受する。
- 2 使用者がOKICAを返却したときは、この規則上の「紛失再発行」または「盗戻」に関する定めにより、当社はデポジットを返却する。
- 3 デポジットは運賃に充当することはできない。
- 4 前各項にかかわらず、当社が特に認めた場合は、デポジット額を変更し、または収受しないOKICAを作成することがある。なお、デポジットを収受しないOKICAについてはデポジットを返却しない。

第12条(OKICAの失効)

- 1 カードの発売、交換、使用、チャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合は、OKICAは失効する。
- 2 前項にかかわらず、遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名OKICAは失効する。
- 3 前各項により失効した場合、使用者は、デポジットおよびOKICAに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。

第2章 発売

第13条(発売額)

- 1 OKICAカードの発売額は、1,000円単位とし、10,000円を超えることはできない。ただし、デポジット500円を含む。なお、フィギュア付OKICAについては、デポジットを含まない。
- 2 前項にかかわらず、当社およびOKICA交通事業者は、発売額を変更して発売することができる。

第14条(OKICAの発売)

- 1 無記名OKICAの購入希望者が購入を請求したときは、無記名OKICAを発売する。
- 2 記名OKICAの購入希望者が購入申込時に氏名、生年月日、性別を記入または入力して提出したときは、記名OKICAを発売する。
- 3 学生用OKICAの購入希望者が購入申込時に氏名、生年月日、性別を記入または入力して提出し、かつ別に定める公的証明書等を提示したときは、毎年度の4月30日を有効期限とする学生用OKICAを発売する。
- 4 小児用OKICAの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、保護者の電話番号を記入または入力して提出し、かつ別に定める公的証明書等を提示したときは、当該小児が満12歳となる年度の3月31日を有効期限とする小児用のOKICAを発売する。
- 5 障がい者用OKICA購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号を記入または入力して提出し、かつ別に定める公的証明書等を提示したときは、各購入希望者の次回の誕生日までを有効期限とする各種OKICAを発売する。なお、初回に限り次々回の誕生日までを有効期限とする障がい者用OKICAを発売する。
- 6 前第3項の有効期限の延長を希望する場合は、交通事業者規

則等が定める更新期間において、別に定める公的証明書等を提示することにより、有効期限を延長することができる。

- 7 前第5項の有効期限の延長を希望する場合は、誕生日の1ヶ月前から公的証明書等を提示することにより、有効期限を延長することができる。
- 8 免許返納OKICAの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別を記入し提出し、かつ運転経歴書を提示したときは、購入希望者の次回の誕生日までを有効期限とする免許返納OKICAを発売する。なお初回に限り次々回の誕生日までを有効期限とする免許返納OKICAを発売する。ただし、発売可能年齢は、各OKICA交通事業者の定めによる。
- 9 当社が特に認める場合を除き、同一使用者に対し2枚以上の記名または各種OKICAの発売を行わない。
- 10 当社が認めた各OKICA交通事業者が発行する券種の取扱いについては、各OKICA交通事業者の定めるところによる。

第15条(チャージ)

- 1 OKICAは、所定の機器によってチャージすることができる。
- 2 OKICAは、当社が特に認めた場合を除き、1回のチャージ金額は、1,000円単位、10,000円を上限とする。ただし、1枚当たりのSFの残額は30,000円を超えることはできない。
- 3 前各項にかかわらず別のICカードのSFによるチャージはできない。

第16条(SF残額および履歴の確認)

- 1 OKICAのSF残額は、所定の機器により確認することができる。
- 2 OKICAのSF残額履歴の表示または印字は、所定の機器により最新のSF残額履歴を確認することができる。確認手数料は各OKICA交通事業者が定めるところによる。
- 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は表示または印字によるSF残額履歴の確認を行うことはできない。
 - (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
 - (3) この規則上の「紛失再発行」または「障害再発行」に関する規定によりカードを再発行したときの再発行前のSF残額履歴
 - (4) この規則上の「カードの交換」に関する規定によりカードを交換したときの交換前のSF残額履歴

第3章 効力

第17条(記名OKICAの再表示)

- 1 記名OKICAは、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。)が不明となったときは、使用することができない。
- 2 券面表示事項が不明となった記名OKICAは、速やかに当該カードを差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

第18条(個人情報変更によるOKICAの書替え)

- 1 氏名改変等により、使用者の個人情報と記名OKICAに記録された個人情報に相違が生じた場合は、当該記名OKICAは使用することができない。
- 2 前項の場合、使用者は速やかに当社が定める申込書を提出し、変更後の公的証明書等を提示して個人情報変更の請求をしなければならない。

第19条(無効となる場合)

OKICAは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジットおよびOKICAに記録されている一切の金銭的価値および乗車券等は返却しない。

- (1) 記名OKICAを記名人以外の者が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となった記名OKICAを使用した場合
- (3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入したOKICAを使用した場合
- (4) 券面表示事項を塗り消しまたは改変して使用した場合
- (5) 偽造、変造その他不正に作成されたOKICAまたはSFを使用した場合
- (6) 使用者の故意または過失によりOKICAが障害状態となったと認められる場合
- (7) この規則の条項に違反してOKICAを使用した場合
- (8) その他、当社またはOKICA交通事業者を欺く等の不正行為と認められる場合

第4章 再発行・交換

第20条(紛失再発行)

- 1 無記名OKICA及びフィギュア付OKICAの盗難または紛失等による再発行はできない。
- 2 記名OKICAの記名人が当該記名OKICAを紛失した場合で、別に定める申込書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限りて紛失した記名OKICAの使用停止措置を行い、記名人に対し再発行するために必要な帳票(以下「再発行整理票」という。)を発行する。
 - (1) 再発行を請求する者が当社の定める申込書を提出し、公的証明書等の提示をして当該記名OKICAの記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社システムに登録されていること。
- 3 前項により使用停止措置を行った当該記名OKICAは、次の各号の条件を満たす場合に限りて、再発行整理票発行日の翌日から14日以内に当該記名OKICA裏面に刻印されたものと異なるカード番号の記名OKICAを再発行する。
 - (1) 再発行を請求する者が、公的証明書等の提示により当該記名OKICAの記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 再発行を請求する者が、前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- 4 前項に規定した期間内に、再発行する記名OKICAの引き取りが行われない場合、当該請求に基づくOKICAの再発行は行わない。
- 5 第3項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名OKICA1枚につき各OKICA交通事業者が定める紛失再発行手数料とデポジット500円を現金で受取る。このときSF残額は再発行するOKICAへ引継がれる。
- 6 当該記名OKICAの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。
- 7 第2項により使用停止措置を行った記名OKICAは、再び使用することはできない。
- 8 第2項および第5項の取扱いを行った後に、紛失した記名OKICAが発見された場合は、使用者は、デポジットの返却を請求することができる。この場合、使用者が当該記名OKICAとともに当社が定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限りて、返却の取扱いを行う。
- 9 第12条「OKICAの失効」に関する規定により失効したOKICAの再発行は行わない。

第21条(障害再発行)

- 1 OKICAの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める申込書を提出し、かつ当該OKICAを提示したときは、再発行整理票を発行し、当該OKICAの使用停止措置を行う。この場合、使用停止措置を受けた当該OKICAは、再び使用することはできない。
- 2 前項により使用停止措置を行ったOKICAは、次の各号の条件を満たす場合、再発行整理票発行日の翌日から14日以内に再発行を請求した場合に限りて、当該OKICAの裏面に刻印されたものと異なるカード番号のOKICAを再発行する。
 - (1) 使用者が、前項により発行した再発行整理票を提出すること。
 - (2) 使用者が、当該OKICAを提出すること。
- 3 前項によりOKICAを再発行する場合において、破損等の原因が当社またはOKICA交通事業者の責に帰さないと認められる場合は、再発行するOKICA1枚につき各OKICA交通事業者が定める再発行手数料とデポジット500円を現金で受取る。このとき、SF残額は再発行するOKICAへ引継がれる。
- 4 前各項目にかかわらず、OKICA裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、受取の有無にかかわらずデポジットを返却しない。
- 5 OKICAの再発行の請求を受け付けた後、使用者はこれを取り消すことはできない。
- 6 第2項に規定した期間内に、再発行するOKICAの引き取りが行われない場合、当該請求に基づくOKICAの再発行は行わない。
- 7 この規則上の「OKICAの失効」に関する規定により失効したOKICAは、再発行の請求はできない。

- 8 フィギュア付OKICAについては、購入後に発生した障害を理由として再発行は行わない。

第22条(カードの交換)

当社またはOKICA交通事業者の都合により、使用者が使用しているOKICAを、当該OKICA表面とは異なるデザインのOKICA、および当該OKICA裏面に刻印されたものと異なるカード番号のOKICAに予告なく交換することがある。

第23条(免責事項)

- 1 OKICAの再発行または交換により、表面のデザインおよび裏面に刻印されたものと異なるカード番号のOKICAを発行したことによる使用者の損害等については、当社およびOKICA交通事業者はその責を負わない。
- 2 記名OKICAを紛失し、または盗難にあった場合等に、使用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行整理票発行日における当該カードの解約やSFの使用より生じた使用者の損害については、当社およびOKICA交通事業者はその責を負わない。
- 3 当社およびOKICA交通事業者は、OKICA取扱時に当該OKICAを所持していた者を使用者とみなすことができる。

第5章 払戻

第24条(払戻)

- 1 使用者は、OKICA(「IC定期乗車券」及び「フィギュア付OKICA」を除く。)の返却を条件に、SF残額の払い戻しを請求することができる。この場合、使用者は、SF残額の有無に拘わらず、手数料としてOKICA1枚につき各OKICA交通事業者が定める手数料を支払うものとする。
- 2 使用者は、当該カードに有効期間開始前または有効期間内の定期乗車券の情報を有している場合は、当該定期乗車券を発行したOKICA交通事業者の定めに従って当該定期乗車券の払い戻しを行う。
- 3 前2項の規定により払戻しが請求された場合、当社は、無記名OKICAにあっては持参人に払戻しを行い、記名OKICAにあっては、払戻しを請求する者が、当社が定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該記名人本人であることを証明したときに限りて払戻しを行う。
- 4 前各項の規定により払戻しを行う場合、当社が当該OKICAのデポジットを受取している場合は、あわせてデポジットを返却する。
- 5 OKICAの払戻しの請求を受け付けた後、使用者はこれを取り消すことはできない。

第6章 特殊取扱い

第25条 (OKICAの種類変更)

- 1 使用者が無記名OKICAを差し出して、記名OKICAへの変更を申し出た場合は、この規則上の各種OKICAの発売に関する取扱いを準用しOKICAの変更を行う(フィギュア付OKICAを除く)。なお、記名OKICAから無記名OKICAへの変更はできない。
- 2 交通事業者規則等が定める更新期間において、使用者が小児用OKICAまたは学生用OKICAを差し出して、大人用OKICAへの継続使用を申し出た場合、大人用OKICAに変更する。
- 3 交通事業者規則等が定める更新期間において、使用者が小児用OKICAを差し出して、学生用OKICAへの継続使用を申し出た場合、学生用OKICAに変更する。
- 4 その他、当社が認めた各OKICA交通事業者が発行する券種の種類変更については、各OKICA交通事業者の定めるところによる。

附則 この規則は、平成26年10月17日から施行する。

附則 この規則は、平成27年04月27日から施行する。

附則 この規則は、平成28年04月26日から施行する。

【別表】

第1号

OKICA交通事業者

- ・沖縄都市モノレール株式会社
- ・那覇バス株式会社
- ・株式会社琉球バス交通
- ・沖縄バス株式会社
- ・東陽バス株式会社

OKICAポイントサービス規則

第1条(目的)

この規則は、沖繩カード株式会社(以下「当社」という。))が発行する、金銭的価値等を記録することができるICカード(以下「OKICA」という。))の使用者に対して提供するOKICAポイントサービス(以下「本サービス」という。))の内容および適用条件を定めることを目的とする。

第2条(適用範囲)

- OKICA取扱規則に規定されるOKICA交通事業者(以下「OKICA交通事業者」という。))における、本サービスについては、各OKICA交通事業者が定める規則等(以下「交通事業者規則」という。))に基づき、当社が認めた場合に限る。
- この規則およびこの規則に基づいて定められた内容は予告なく変更されることがあり、使用者はこれを了承するものとする。
- この規則に定めのない事項については、法令およびOKICA取扱規則等の定めるところによる。

第3条(用語の意義)

- この規則における主な用語の意義は、OKICA取扱規則に定めるほか、次に掲げたとおりとする。
 - 「OKICAポイント」とは、この規則または交通事業者規則等によりOKICA使用者に付与され、ポイントを管理するシステムに記録されるポイントという。
- 交通事業者規則等において、この規則に抵触しない限り、前項以外の用語を用いることは妨げられないものとする。

第4条(OKICAポイントの付与)

- 当社またはOKICA交通事業者が実施する施策等により一定の条件のもとで、当社が認めた場合に限りOKICAポイントが付与され、蓄積される。
- 当社またはOKICA交通事業者は、OKICAポイントの付与基準等を当社が認めた場合に限り変更することができる。

第5条(OKICAポイントの効力)

- OKICAポイントは、ポイントを管理するシステムに記録された時点まで有効となる。
- OKICA取扱規則第12条の規定によりOKICAが失効した場合、前項に基づき新たに付与される予定であったOKICAポイント、およびそれまでに付与された累計OKICAポイントは全て失効する。
- OKICA取扱規則第21条の規定によりOKICAが無効となった場合、第1項に基づき新たに付与される予定であったOKICAポイント、およびそれまでに付与された累計OKICAポイントは全て無効とする。
- OKICA取扱規則第24条にもとづきOKICAを返却・払戻する場合、その時点で有効となっていないOKICAポイント、およびそれまでに付与された累計OKICAポイントは当該カードの返却・払戻と同時に消滅するものとする。
- 偽造、変造その他不正に作成されたOKICAポイントを使用することはできない。
- 前号各号にかかわらず、当社がOKICAポイントを失効させることが適当と判断した場合、新たに付与されるOKICAポイント、およびそれまでに付与された累計OKICAポイントを失効させることができる。

第6条(ポイントの有効期限)

OKICAポイントの有効期限は、ポイント付与日の翌年の当該月末とする。有効期限を過ぎたOKICAポイントは自動的に失効する。

第7条(OKICAポイントの確認)

- OKICAポイントの特典交換可能残額は、OKICAを処理する所定の方法により確認することができる。

第8条(OKICAポイントの引継ぎ)

記名式OKICAの紛失、盗難、障害等による再発行等の場合は、OKICAポイント残高は新たなOKICAへ引継ぐことができる。

第9条(OKICAポイントの交換)

- OKICAポイントは、各OKICA交通事業者における所定の方法により別表第1号に定める特典に交換することができる。
- OKICAポイントを特典に交換する場合、最低100ポイント以上が必要であり、上限10,000ポイントまで10ポイント単位で交換することができる。但し、所定の機器においては、その限りではない。
- OKICAポイントは現金と交換することはできない。
- 複数OKICAのOKICAポイントを合算することはできない。
- OKICAポイントを他の使用者へ譲渡することはできない。

第10条(特典の取扱い)

- 一旦特典に交換したOKICAポイントは、再びOKICAポイントへ交換することはできない。
- 特典への交換に関しては、使用者の交換申込みを受けた時点の定めを適用する。
- 特典の内容は、予告なしに変更、改定または廃止することがある。
- 当社、OKICA交通事業者は、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供および補償の義務を負わない。また、使用者が利用しなかった特典の補償に関して、当社、OKICA交通事業者はその責めを負わない。

第11条(ポイントの訂正)

当社は、次の場合に、使用者が保有するOKICAポイントを訂正することができる。

- 使用者が、法令に違反し、その他当社が定めた方法以外で不正にOKICAポイントを手に入した場合
- 使用者が、本規則または別に定めた各種規則に違反した場合
- 当社、OKICA交通事業者が錯誤によりポイントを付与した場合
- 第4条に従って付与されたポイント数と齟齬がある場合
- その他、当社がOKICAポイントを訂正することが適切であると判断した場合

第12条(制限または停止)

- 当社は以下の場合、全てまたは一部のOKICA交通事業者におけるOKICAカードの取扱いを制限または停止をすることがある。
 - 不可抗力によりOKICAカードの取扱いが困難であると当社が認めた場合
 - コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当社がOKICAカードの取扱いの中止を必要と判断した場合
- 本条に基づく本サービスの制限または停止に対し、当社、OKICA交通事業者はその責めを負わない。

第13条(免責事項)

- 記名式OKICAを紛失し、または盗難にあった場合等に、使用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行整理発行日における当該カードの解約やOKICAポイントの交換等生じた使用者の損害については、当社、OKICA交通事業者はその責めを負わない。
- 改札機その他OKICAを処理する機器の機器障害や輸送障害、または運営上の都合により、やむを得ずOKICAが利用できないことによって、当該利用に対するOKICAポイントの付与ができない場合であっても、当社、OKICA交通事業者はその責めを負わない。
- その他、当社、OKICA交通事業者の責めに帰すことができない事由から発生した使用者の損害については、当社、OKICA交通事業者はその責めを負わない。

附則 この規則は、平成26年10月17日から施行する。

附則 この規則は、平成27年 4月27日から施行する。

【別表】

- 第1号 OKICAポイントを交換することができる特典
・OKICAカードのSF
(当該OKICAポイントが記録されているOKICAカードのSFに限る)
(SFへの金額換算率 10ポイント=10円)

個人情報保護方針

沖繩ICカード株式会社は、ICカード発行、IC乗車券サービス、ポイントサービスに関する業務等を行う会社です。

当社は、最高のサービスを提供するために個人情報を最大限活用いたします。ただし、当社が個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報を会社の最も尊い財産と考え、可能な限りのセキュリティ対策を講じます。また、当社の役員及び全ての従業員は個人情報保護方針の趣旨を理解すると共にこれを誠実に実施します。

- 1.当社は、事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用および提供を行います。
- 2.当社は、個人情報の利用目的を明確に特定し、利用目的を超えた個人情報の取扱いは行いません。また、利用目的を超えた個人情報の取扱いがなされないように適切な措置を講じます。
- 3.当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。
- 4.当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩・紛失・滅失・破損の防止のための安全管理体制を構築します。また、個人情報に関する事故に対しては適切に是正措置及び予防措置を講じます。
- 5.当社は、個人情報の開示等の請求、個人情報の取り扱いに関する問い合わせ・苦情・相談に対して、問い合わせ窓口を設置し迅速に対応します。
- 6.当社は、個人情報保護マネジメントシステムを継続的に見直し、適切に改善します。

平成26年4月1日 制定

沖繩ICカード株式会社
代表取締役 仲吉 良次

- 1.開示等の求めをされる場合、本人確認の書類として下記のいずれかが必要となります。(本籍地の記載は不要です。)
「運転免許証の写し」「パスポートの写し」「住民票の写し」「健康保険の被保険者証の写し」「年金手帳の写し」
- 2.代理人による開示等の求めをされる場合は委任状が必要となります。
- 3.個人情報に関する利用目的の通知及び開示の求めに対しては、手数料として1件につき820円分の郵便切手が必要です。
②[「個人情報窓口」]に申請書類が到着後、本人確認のために記載されている連絡先へ担当者がお電話いたします。
③ご本人確認がとれた時点で、開示等の手続きを開始いたします。
④手続き開始より2週間以内に、書面でご回答申し上げます。
⑤当社が、開示等の求めに応じることができない場合であっても、その理由を書面でお知らせいたします。
- 4.当社が対象事業者となっている「認定個人情報保護団体」
認定個人情報保護団体の名称：
一般財団法人日本情報経済社会推進協会

【苦情の解決の申出先】
個人情報保護苦情相談室
〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9
六本木ファーストビル12F
電話番号:0120-700-779(フリーダイヤル)/
03-5860-7565

以上

開示対象個人情報に関する事項

- 1.開示対象となる個人情報の利用目的は下記の通りです。
【OKICA利用者の情報に関して】
 - ・OKICAの購入・変更、払戻し等のお申込み内容の確認
 - ・当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認(定期券取得時等)
 - ・OKICA取扱規則及びモノレール事業者及びバス事業者が定める規則などに基づく記名OKICAにかかわるサービスの実施及び改善
【顧客及び取引先の情報に関して】
 - ・連絡、資料送付
 - ・契約の締結及び契約内容の実施
 - ・請求及び支払
【問合せの情報に関して】
 - ・質問及び要望の受け付け及び回答
 - ・資料や情報の提供
- 2.個人情報に関するお問合せ先
〒900-0033 沖縄県那覇市久米2-4-13
沖繩ICカード株式会社「個人情報窓口」
電話：098-988-1422(受付時間 9時～18時[土日祝日、GW、年末年始を除く])
電子メール：info@okica.jp
個人情報保護管理者：石井 誠
- 3.開示等の求めの手続き

①開示等の求めをされる方は、開示等の求めに必要な書類を交付いたしますので、当社「個人情報窓口」までお申し出ください。

個人情報を直接書面以外の方法で取得する場合の利用目的

当社は、個人情報を直接書面以外の方法によって取得する事があります。その場合の個人情報の利用目的は下記の通りです。

- 【電話により取得した個人情報】
- ・問い合わせ及び要望の受付及び回答
 - ・資料や情報の提供

以上

個人情報の共同利用について

当社は、下記の内容で個人情報の共同利用を行います

- ① 共同して利用される個人情報の項目：氏名、生年月日、電話番号、定期券内容、住所
- ② 共同して利用する者の範囲：OKICAを取り扱うモノレール事業者及びバス事業者
- ③ 共同して利用する者の利用目的：【個人情報の利用目的】と同じ
- ④ 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者：沖繩ICカード株式会社
- ⑤ 取得方法：直接又は郵送

以上

個人情報以外の情報等の取扱いについて

当社は、当社の業務を円滑に行うため、当社サービスを利用するお客様（以下「利用者」といいます。）から位置情報、位置情報の取得時刻、購買履歴等、利用者の氏名・住所等個人を直接特定できない情報（以下、総称して「位置情報等」といいます）を取得しますが、これらの情報は、以下のとおり扱います。

当社サービスに伴い取得した個人情報以外の情報について

- (1) 当社サービスにより取得した個人情報の取り扱いについては、別段の定めがある場合を除き、当社が定める「個人情報保護方針」に従うものとします。
- (2) 当社サービスのご利用に際しては、ICカード利用により、利用者の位置情報などが、当社サービスの提供に係るシステム（当社の業務委託先である第三者のサーバーを含む、以下同じとします。）に送信されます。
- (3) 当社では、システムに送信された位置情報等を、当社サービスの提供の目的で利用するほか、利用者個人を特定できる情報を含まない、総体的かつ統計的なデータに加工したうえで、当社サービスの品質向上、より効率的な目的地検索サービスの開発およびその提供その他当社が有用または適切と考える目的（公共の利益増進に係る調査・研究目的、法人等による事業の円滑な運営やサービスの向上の目的等）のために利用しますが、再度利用者個人を特定できる状態に戻すことはありません。

また、当社は、当該データを上記目的のもとで、提供会社その他の第三者に提供することがありますが、その際には、当該加工データを当該第三者が利用者個人を特定できる状態に戻すことを禁止します。

- (4) 当社は、位置情報等その他の本サービスにおける利用者に関する情報を、当社の委託業務（前号に基づくデータ加工業務を含みます）の遂行に必要な範囲で、業務委託先である沖縄モバイルクリエイティブ（株）その他第三者（再委託先を含みます。）に取り扱わせることがあります。
- (5) 当社は、当社サービスの各種機能等により当社サービスの提供に係るシステムに記憶される情報の一部を、パスワード確認等の認証を行うことなく当社サービス対応端末に表示することがあります。
- (6) 当社は、当社が定める「個人情報保護方針」に準じて、情報提供に関する利用者からの停止手続に応じるものとします。

平成26年4月1日 制定

沖縄ICカード株式会社
代表取締役 仲吉 良次

以上

フィギュア付OKICAお取り扱いについて

使用方法

・本体は「無記名OKICA」として、下記のマークのあるところでご利用いただけます。



目印は、このマーク（どちらでも使えます）

・なお、本体ご利用の際は、各利用户端末のかざし部分中央に本体の底があたるように正しくタッチしてください。

チャージ方法

・本体には、予めチャージされている現金相当額*1（以下SF〈ストアードフェア〉という。）が入っております。SFが無くなりましたら、ご自身でチャージをしてお使いください。
※1 金額はご購入時にご確認ください。

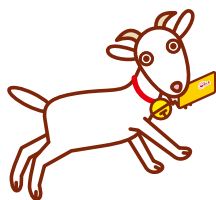
・チャージは、沖縄県内のゆいレール駅窓口、バス事業者の営業所窓口、バス車内の運賃箱、チャージ機において、チャージができます。

・チャージの上限金額は30,000円です。但し、1回のチャージ上限金額は、10,000円です。

・本体にチャージをしたSFは、払いもどし致しかねますので、ご注意ください。
また、紛失及び盗難などいかなる理由においてもSFは払いもどしいたしかねます。

SF残額・ポイント残高の確認方法

・SF残額とポイント残高は沖縄県内のゆいレール駅窓口、バス事業者の営業所窓口において確認することができます。



沖縄ICカード株式会社

〒900-0033 沖縄県那覇市久米2丁目4番13号
明治安田生命沖縄ビル4階

